



～外国貨物の廃棄に係る非違～

- 保稅地域にある**外国貨物を廃棄**しようとする場合は、**あらかじめ税関に届出が必要です**。
ただし、減却の承認を受けた場合は届出を要しません。（関税法第33条）
- 外国貨物を搬出する場合は、**記帳義務**や**貨物搬出時の確認義務の対象です**。

（関税法第34条・第34条の2）

【事例1】



税関へ見本持出しの許可申請

① 作業員は、輸入予定の外国貨物A(4箱)のうち、1箱について植物防疫検査のための見本持出の許可を受け、貨物との対査確認の上、倉庫から搬出し記帳を行った。

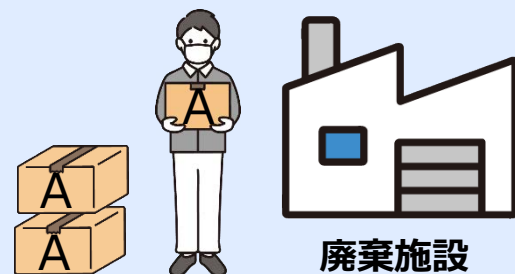


植物防疫検査

(全量消費)

不合格

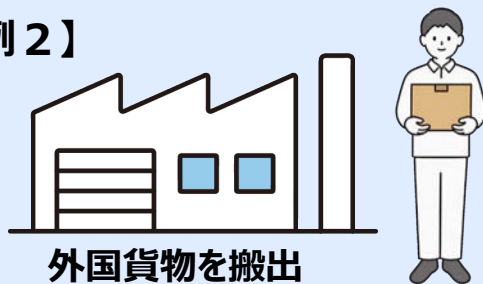
② 植物防疫検査の結果、外国貨物Aは不合格となった。
(1箱全量を検査で消費した)



廃棄施設

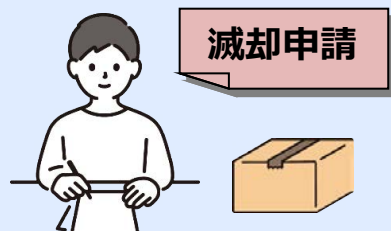
③ 作業員は、税関へ廃棄届を提出することなく、残りの3箱も倉庫から搬出し（記帳なし）、廃棄施設へ持ち込み、植物防疫官立会いの下、廃棄した。

【事例2】



外国貨物を搬出

① 作業員は、荷主から腐敗した外国貨物を廃棄（減却）するよう指示を受けたため、記帳することなく貨物を持って、税関手続きのため、税関窓口に向かった。



減却申請

税関へ減却承認申請（搬出後）

② 作業員は、税関窓口で「減却承認申請書」を作成・提出したが、当該貨物の搬出について税関から指摘を受けた。

非違に該当する部分はどこか、
なぜ起こってしまったのか、
原因と対策を考えてみよう！

事例2は、
減却する前にあらかじめ
税関へ承認手続きをして
いるけど…
どこがダメなのかな？





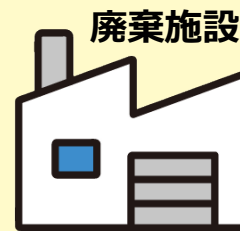
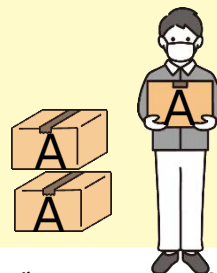
～外国貨物の廃棄に係る非違～

【事例1】

植物防疫検査



不合格



手続誤認

非違内容（根拠法令）：基礎点数

- ・ 搬出時の確認義務違反（関税法第34条の2）：3点
- ・ 記帳義務違反（関税法第34条）：2点
- ・ 無届廃棄（関税法第33条）：2点

※一つの非違行為が複数の規定に違反する場合は、基礎点数の高い方により算出する

非違に繋がった原因の一例：

- ・ 植物防疫官の立会いの下廃棄を行ったため、税関手続きは不要だと誤認した
- ・ 残り3箱の搬出時に書類（廃棄届）との対査確認を怠った
- ・ 記帳義務の内容を正しく理解していなかった

【事例2】

確認不足



外国貨物を搬出



滅却承認

税関へ滅却承認申請

蔵置貨物を搬出する際は、何の根拠で搬出しているかの確認が必要だね！

外国貨物等を搬出する際の確認は、関税法基本通達34の2-1を確認してね！



非違内容（根拠法令）：基礎点数

- ・ 搬出時の確認義務違反（関税法第34条の2）：3点
- ・ 記帳義務違反（関税法第34条）：2点

※一つの非違行為が複数の規定に違反する場合は、基礎点数の高い方により算出する

非違に繋がった原因の一例：

- ・ 保税蔵置場から貨物を搬出する際の手続きの流れを理解していなかった
- ・ 作業員一人で行っているため、誰も記帳義務違反に気がつかなかった（チェックリストなどを活用したダブルチェックをしなかった）

このような対策が考えられます

- ・ 作業手順の見直し（保税蔵置場から外国貨物等を搬出する際のチェック体制の構築）
- ・ 保税担当者への定期的な社内研修の実施（現場作業員含む）

定期的に法令や保税業務規則を確認しましょう！

